

# 建築基準法施行令

(用語の定義)

第1条 この政令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(第一号～四号 略)

五 **準不燃材料** 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 10 分間 第 108 条の 2 各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

六 **難燃材料** 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 5 分間 第 108 条の 2 各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。